

## 2020年度

### 福祉・介護職員等処遇改善・特定処遇改善計画について

職員の皆様

社会福祉法人北海道ハピニス  
法人執行部一同

職員の皆様におかれましては、当法人ご利用者のため、日々の業務に真摯に取り組んでいただき、法人役員、執行部一同、心より感謝申し上げます。

さて、介護職員の賃金改善につきまして、当法人と致しましては、2008年度以降「介護職員処遇改善交付金」及び「介護職員処遇改善加算」を活用し、「介護職員処遇改善交付金」及び「介護職員処遇改善加算」による収入額を上回る賃金改善に取り組んで参りました。

2018年度には、介護保険法、障害者総合支援法の改正による介護職員処遇改善加算の増額に伴い、夜勤手当、処遇改善給付金、職務手当、パート職員時給増額（経験年数の応じた）、慰労金「ありがとう」の増額支給を実施致しました。

2019年10月の「介護職員特定処遇改善加算」の新設に対しては、国の1つの基準である年収440万円を超える介護職員が当法人には多数在籍していることから、国の趣旨に沿いながらも、なるべく多くの介護職員等の待遇改善が可能となるよう、当該加算対象事業所に所属する介護職員及び相談員且つキャリア正職員、正職員、常勤パート職員（社会保険加入）を対象として、国の定める対象要件の3段階（section）に分け、「手当」を支給致しました。

2020年4月からは、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算が継続されることとなりましたので、昨年度の処遇改善・特定処遇改善計画に加え、2020年4月の給与規程改正によるパート職員等への賞与・手当支給等も含めた内容で継続していくこととなりましたので、お知らせ致します。

今後につきましては、制度改正等により、法人全体の経営はさらに厳しいものとなることが予想されますが、法人全体の経営安定化を目指し、職員一丸となり取り組んでいくことで、少しでも職員への還元をしていきたいと考えておりますので、今後ともご理解とご協力をお願い致します。

また、次頁につきましては、当法人が実施する処遇改善計画の内容を記載致しますので、ご確認いただきますようお願い致します。

その他、ご不明な点等がありましたら、質問等をいただけますようお願い致します。

## 福祉・介護職員等処遇改善・特定処遇改善計画概要

### 1. 処遇改善・特定処遇加算見込み額と賃金改善見込み額

#### (1) 障害福祉サービス等事業所

介護職員処遇改善加算見込み額（収入）	39,057,732 円
賃金改善見込み額（処遇改善加算取得当初との比較）	44,051,534 円
介護職員等特定処遇改善加算見込み額（収入）	10,598,676 円
賃金改善見込み額	13,309,579 円

#### (2) 介護保険事業所

介護職員処遇改善加算見込み額（収入）	53,500,056 円
賃金改善見込み額（処遇改善加算取得当初との比較）	76,934,225 円
介護職員等特定処遇改善加算見込み額（収入）	17,228,676 円
賃金改善見込み額	18,047,741 円

### 2. 賃金改善期間

2020年4月1日 ～ 2021年3月31日

### 3. 賃金改善内容

#### 【処遇改善】

- (1) 定期昇給（4月または10月）、パート職員の時給増額（経験年数に応じて）
- (2) 夜勤手当、職務手当（一部）の増額支給
- (3) 資格手当・業務専門資格手当支給
- (4) 介護職員への処遇改善給付金支給（平成29年度増額）
- (5) 経営状態に応じた追加手当支給
- (6) その他

#### 【特定処遇改善】

対象要件及び賃金改善内容

#### Section1

##### 【対象要件】

- ・介護福祉士資格を有し、法人勤続7年以上の介護職員  
（※上記要件は毎月1日を基準日とする。）
- ・キャリア正職員及び正職員として勤務する介護職員

##### 【賃金改善内容】

概算月額 23,900 円支給（内法定福利費 3,900 円）

## Section2

### 【対象要件】

- ①キャリア正職員及び正職員、常勤パート職員（社会保険加入）として勤務する介護職員
- ②パート職員等として勤務する介護職員

### 【賃金改善内容】

- ①概算月額 11,400 円支給（内法定福利費 1,400 円）
- ②賞与等一時金の支給

## Section3

### 【対象要件】

- ・キャリア正職員及び正職員、常勤パート職員（社会保険加入）として勤務する相談員（※制度上年収 440 万円以上のもは対象外）

### 【賃金改善内容】

- 概算月額 11,400 円支給（内法定福利費 1,400 円）

#### 4. キャリアパスについて

- (1) 評価育成制度、就業規則に基づいた昇給、昇格の実施
- (2) 職員の知識・技術の向上とともにキャリアアップ、待遇改善を目指した資格取得のための支援の実施

#### 5. 職場環境改善について

- (1) 介護福祉士資格の取得に向けた実務者研修受講支援、資格取得のための勉強会の実施等
- (2) 職員教育、離職防止のためのプリセプター制度の実施
- (3) 介護職員の負担軽減に向けた福祉用具の導入等
- (4) その他

#### 6. 介護職員の専門性向上のための研修計画

目標「専門資格取得を目指し、知識・技術の向上とともに、資格取得によるキャリアアップ、待遇改善を目指す。」

##### (1) 法人研修

- ① 対人関係スキルの向上（アンガーマネジメント等）
- ② 福祉職としての倫理観、技術の向上（身体拘束・虐待防止、整理整頓等）
- ③ 感染症対策
- ④ 福祉・医療現場でのリスクマネジメント
- ⑤ セルフメンタルヘルス対策（笑いヨガ）
- ⑥ リーダー職員向け研修

(2) 施設・事業所毎研修

その事業所毎での専門的な研修を実施  
接遇向上研修

- ① 介護技術研修（認知症ケア・身体介護技術・基本ケア等）
- ② 接遇向上研修
- ③ 感染症対策研修
- ④ 虐待防止研修
- ⑤ その他各事業所にて企画

(3) 介護福祉士資格取得に向けた取組み

- ① 実務者研修受講支援（受講費用補助、勤務扱いでの受講）
- ② 法人内国家資格取得勉強会（10～12回／年開催 講師：法人職員）
- ③ 法人内国家資格取得集中講座（1回／年開催 講師：大学講師）